

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第4章 諸手当 (期末手当)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。</p> <p>(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員 イ～ホ (略) (新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(育児休業・介護休業等の給与)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をしていた期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。</p>	<p>本則</p> <p>第4章 諸手当 (期末手当)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。</p> <p>(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員 イ～ホ (略) <u>へ 国立大学法人東京農工大学職員配偶者同行休業規程(以下「配偶者同行休業規程」という。)</u>により配偶者同行休業をしている職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(育児休業・介護休業等の給与)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 育児休業 <u>又は介護休業</u> をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業 <u>又は介護休業</u> をしていた期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。</p>	

<p>3 <u>介護休業をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該介護休業をしていた期間の2分の1を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第43条 削除</p>	<p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>(配偶者同行休業中の給与)</p> <p>第43条 <u>配偶者同行休業規程に基づき配偶者同行休業をしている職員には、当該配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p> <p>2 <u>配偶者同行休業をしていた職員が職務に復帰した場合は、当該配偶者同行休業をしていた期間を2分の1以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、号俸を調整することができる。</u></p>	
--	--	--

附 則(平成30年7月2日経規程第31号)
この規程は、平成30年7月2日から施行する。